

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヤマハ発動機株式会社		コード	7272
提出日	2025/2/27		異動（予定）日	2025/3/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、独立役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	田代 拓子	社外取締役	○													○	有
2	大槻 徹二	社外取締役	○									○				○	有
3	Jin Song Montesano	社外取締役	○													○	有
4	増井 敏二	社外取締役	○									○				○	有
5	Sarah Casanova	社外取締役	○													○	新任 有
6	米 正剛	社外監査役	○									△				○	有
7	河合 江理子	社外監査役	○													○	有
8	氏原 亜由美	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	複数の企業の財務責任者、代表取締役を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいたぐため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
2	大槻二氏が取締役会長である株式会社小松製作所と当社との間で製品の取引があるが、当社から同社への支払い、及び同社から当社への支払いは、ともに1%未満です。そのため、当社の「独立役員選定基準」における「3. 主要な取引先の関係」には該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	グローバル企業で代表取締役を歴任するなど、経営全般と製造分野に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいたぐため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
3	該当なし	グローバル企業でコーポレート責任者を歴任するなど、経営全般・人材・広報・海外・Impact戦略分野に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言・監督をいたぐため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
4	増井敏二氏は、当社との間で製品の取引があるトヨタ車体株式会社の代表取締役会長である近藤一氏との間で製品の取引があるが、当社から同社への支払い、及び同社から当社への支払いは、ともに1%未満です。そのため、当社の「独立役員選定基準」における「3. 主要な取引先の関係」には該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	グローバル企業で代表取締役を歴任するなど、経営全般と地域マーケティングの重要な役割を担うるにあき、当社経営に対する助言・監督をいたぐため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
5	該当なし	グローバル企業で代表取締役を歴任するなど、経営全般と地域マーケティングの重要な役割を担うるにあき、当社経営に対する助言・監督をいたぐため、社外取締役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
6	米正剛氏は当社との間で業務委託契約等の取引がある森・浜田本法務事務所へ所属していましたが、2023年12月に退所しております。	弁護士としての高い専門性並びに専門法の社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、監査役就任以後、社外監査役として当社の適正な監査を担っています。
7	米正剛氏は当社との間で業務委託契約等の取引がある森・浜田本法務事務所へ所属していましたが、2023年12月に退所しております。	当社の監査機能の一層の強化とガバナンス体制の構築に貢献いたぐため、社外監査役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。
8	該当なし	国際的な企業や国際機関における豊富な経験に加え、経営者としての経験と実績に基づき、監査役就任以後、社外監査役として当社の適正な監査を担っていました。当社の監査機能の一層の強化とガバナンス体制の構築に貢献いたぐため、社外監査役として選任しています。なお、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社の「独立役員選定基準」に照らし、独立役員として指定し届出をしています。

4. 補足説明

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性を客観的に判断するため、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に加え、当社独自の「独立役員選定基準」を定めています。
「独立役員選定基準」概要
1. 以下の基準をすべて満たす場合、当社に対する独立性を有していると判断する。
2. 主要な株主でないこと。
3. 主要な取引先との関係がないこと。
4. 取締役の相互兼任の関係がないこと。
5. 他の取締役との間で利益相反の関係がないこと。
6. その他の、一般株主との間で利益相反の生じないこと。
また、1から5において、その二親等内の親族または同族の親族に該当する者ではないこと。
II. 以下に該当する者は、当該取締役であると判断する。
1. 当該人物の人格、道徳等に問題があると認められる場合には、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充たさないおもて、当該人物が当社の独立役員として選任されるべき理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物が当社の独立役員として選任されるものとする。
当社の「独立役員選定基準」の全文は、こちらをご覧下さい。 (https://global.yamaha-motor.com/jp/#/governance/pdf/independent.pdf)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- b. 上場会社の役員会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の役員会社の監査役（社外監査役の場合）
- d. 上場会社の監査役
- e. 上場会社の取締役（F. 及びG.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- f. 上場会社の寄合を持つている先の業務執行者（本人のみ）
- g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を従事するコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を従事する会社の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社の取締役（F. 及びG.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 上場会社の役員会社の監査役の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社の寄合を持つている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目は、取締役所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 独立役員が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「△」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。